



Pachinko Chain Store Association

第36回PCSA公開経営勉強会

《発言録》

第1部 基調講演 『いよいよ始まった!? 賭博及び関連業界の再編』

講師： 木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

第2部 PCSAパネルディスカッション

テーマ 『カジノ法案に伴う業界への影響と将来』

コーディネーター：藤田 宏氏
(株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長)

パネラー： 葉梨 康弘氏 (自民党前衆議院議員)
三堀 清氏 (弁護士)
青山 博美氏 (フジサンケイビジネスアイ東京本社 編集局経済本部)
木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

開催日：平成23年2月17日(木)

時間：15時～18時

会場：THE GRAND HALL (品川)

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリー銀座ビル5階

TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674

URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp

第36回 PCSA 公開経営勉強会

第1部 基調講演 『いよいよ始まった!? 賭博及び関連業界の再編』

講師： 木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

第2部 PCSAパネルディスカッション

テーマ 『カジノ法案に伴う業界への影響と将来』

コーディネーター： 藤田 宏氏

(株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長)

パネラー： 葉梨 康弘氏 (自民党前衆議院議員)

三堀 清氏 (弁護士)

青山 博美氏 (フジサンケイビジネスアイ東京本社 編集局)

木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

第1部 基調講演 『いよいよ始まった!? 賭博及び関連業界の再編』

講師： 木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

<挨拶>

国際カジノ研究所の木曾でございます。宜しくお願いします。本日は仰々しいタイトルにしてしまいましたが、『いよいよ始まった!? 賭博及び関連業界の再編』ということでお話をさせていただきます。私の専門はカジノですが、今日はカジノだけではなくて、日本の賭博として現存している公営賭博の世界であったり、宝くじの話であったり、その辺も含めて、日本の賭博業そしてそれに関連する皆様の遊技業がこれからどういう状況に置かれていくのか、話をしたいと思います。

<公営賭博にも迫る変革の波>

公営競技の売り上げは4公営ギャンブル合計で1991年をピークに売り上げがダウンしています。それまで不況知らずといわれた宝くじも2007年から落ち気味となっています。

2010年11月16日のニュースでは宝くじ事業の抜本改革の事業仕分けが行われ、2010年11月19日のニュースでは公営ギャンブルを透明化し、天下りを早期停止するように判定されたとあります。

次のページは競輪事業の経済産業省による試算です。現在7000億円の売り上げが、平成30年には5000億円を切ると推計されています。

次のページには経済産業省が作成した今後の競輪の収支見通しを掲載しています。日本には46競輪場があります。平成21年には34場が黒字です。ところが平成22年には12場、平成27年には1場のみしか黒字になりません。平成28年には全てが赤字に転落します。公営事業なので、赤字は地方公共団体が負担します。本来財源を目的としてできたものが、財源を食ってしまうこととなります。

経済産業省産業構造審議小委員会では、競輪場の半減を提案しています。こうすることにより、今のままでは2020年に黒字が6場になってしまうところ、競輪場を25場に半減させる事により23場が黒字になると試算しています。

*ポイント

- ・事業赤字の増加は、競輪事業のみならず多くの公営賭博の抱える共通の課題。
(特に宝くじ、中央競馬以外の事業)
- ・経済産業省と同様に、各公営賭博の所管省庁は各事業の見直しを迫られている。
- ・我が国の公営賭博業界の再編は必至である。

<現代の黒船か！？迫りくるカジノ合法化議論>

なぜ今カジノ合法化かが叫ばれているのか？その正当性は4つの課題の解決にあります。

1. 観光振興…観光立国推進基本法により、観光資源としてのカジノ。
2. 地域振興…地方経済都市の疲弊の対策として。
3. 経済・産業振興…経済対策の一環。日本に存在しないニュービジネスであり、雇用、インパクト、周辺産業での盛り上がりが見込める。
4. 税財源は確保…他の公営賭博と同様、特定の目的に使うと考えられる。

* 4点全ての課題が、現政権が抱える課題であり、それがカジノ合法化の後押しとなります。

「カジノ合法化の歴史」

1999年石原都知事がお台場カジノ構想を公約として掲げたことにより、初めてメディアに大々的に載ることとなりました。以降、地方では「地方自治体カジノの研究会」「地方自治体カジノ協議会」が設立され、国政においては2002年に自民党カジノ議連、2006年には自民党カジノ小委員会が設立、自民党が方針発表を発表しました。

政権交代後には次のような動きがありました。

2009年11月 民主、自民、公明、みんな、国民新党の5党で超党派議連の発足準備会合。

2009年12月 亀井金融相：「沖縄カジノ」発言

2010年4月 超党派カジノ議連発足

2010年8月 議連、カジノ法草案を発表

2010年9月 観光庁 複合カジノ施設（IR）に関する調査を開始。来年3月までを目処に我が国においてIRの導入が可能かどうかの検討を行なう。

2010年9月 内閣府行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」における継続検討事項として「民間事業者によるカジノ運営の解禁」

2011年1月26日のニュースでは、政府行政刷新会議の中間案において、改革項目249項目にカジノ解禁が残っていると報じられました。

また、2011年1月25日には、大阪湾岸カジノ構想でカジノをメインとせず。コンベンション施設を中核とすることに固めたという報道がありました。これはカジノをやらないというのではなく、メインとしないという内容です。さらに、今朝のニュースで大阪府として来年度1500万円の予算を計上したとの事です。これは調査、模擬カジノとして使われるとの事です。

沖縄でもカジノの話が出ております。沖縄は特殊な地域で、1970年代に返還以降、沖縄対象の経済対策を10年おきに実施しています。

仲井間知事は2011年2月10日に、2012年度からの新たな沖縄振興計画に、カジノを含む統合リゾートの推進を盛り込むか検討していると明らかにしました。統合リゾートの誘致促進を要請した経済団体に対しての答え。

沖縄振興計画は特別な経済振興法でそこにカジノを盛り込むか検討しているという事で、大阪の話とはスタンスが違います。沖縄に行かれた方はご存知だと思いますが、沖縄には日本人向けにもゲーミングフリーショップがあります。

*ポイント

- ・現在、政府では観光庁、行政刷新会議など複数の主体がカジノ合法化に向けた検討を個別に始めています。
- ・また、超党派カジノ議連はすでにカジノ法原案を発表しており、現在、さらに詳細を詰めているところです。
- ・同時に、各地方自治体からカジノ合法化を中央政府に要請する動きが噴出。
- ・近い未来にカジノ合法化論議が国民的な論議となる事は予想に難くありません。
今年の通常国会には間に合わないかもしれませんが、基本方針で線路には乗っているの近い未来に論議になると思います。

<もはや不可避となる再編論議>

これらの事実をかながみると賭博業、そして隣にいる遊技業も総再編の時期であるといえます。これは遊技業だけではありません。公営賭博も再編が必要で、全てが相互影響をしながら論議が進むと考えます。

公営賭博では民間ノウハウ、民間資本の導入を図らなければなりません。皆さんもご存知かもしれませんが実はもうされています。宝くじは当初から、みずほ銀行という私企業がやっています。競輪は2003年に、競馬は2004年に、競艇・オートレースは2007年に法律改正があり、4競技とも民間運営委託が可能になっています。

西武園競輪での包括的業務委託導入のスキームを説明します。主催者は埼玉県。施行者と法律的には呼びます。2つの民間事業者がそこにぶら下がっています。

西武園競輪という名が示すように、施設の開発に自前のお金を使って西武鉄道が開発しています。それを埼玉県に貸しています。賃借料は定額ではなく売上の4.2%となっています。売上が上がれば上がるほど賃借料が増えていきます。成功報酬型に近い形です。

一方、運営事業者は日本トーター株式会社となっています。埼玉県より委託を受けて競輪事業の全般を行っています。車券売りさばき業務などを日本トーターが請け負っています。初期投資は西武鉄道が行い、日々の運営コストは日本トーターがリスクを負っています。埼玉県は基本的に赤字が出ないスキームです。3.7億円の最低保証はありますが、売上の0.85%を埼玉県が得るという仕組みになっています。

埼玉県は資本投資もしていませんし、事業リスクも負いません。これは、2000年中ごろから法律化されたルールですが、これをきちっとした形で運用している公営競技場は数えるほどしかありません。これを導入するには論議が巻き起こるからです。

どういう論議かという、公営競技場で働いている人は特殊法人で働いている人たちです。半分お役人です。民間委託をするという事はこの人たちの職場を奪う事ですから、労使交渉というか労使闘争があって、今まで中々実現してこなかったわけです。

しかしここまで来たら、お国は競輪場を半分にしろと言っているんです。つぶすぐらいだったら、ということでこの論議はせざるを得ない状況です。公営競技の世界でも民業がドンドン進出せざるを得ないと私は考えています。

これから巻き起こるカジノ合法化論議について。詳細は前回の経営勉強会で議員さん本人がされていたと思いますので要点だけを言います。最大十箇所、そして当面の間、地理的な分散を考慮した上で、その施行を二ヶ所に限定としています。そしてその場所は国際的、全国的視点から、観光振興効果、経済振興効果を発揮できる可能性の高い地域を優先するとしています。そしてその二ヶ所を検証、評価した結果、特定複合観光施設区域の数を増やす場合があるということです。最大十まで増えることがあるという事です。これは確定したものではありません。議連の案ですらありません。議連会長私案といわれています。まだまだ変わる可能性があります。ひとまずこれをベースに論議されているということです。

カジノ導入のスキームは全部説明するとすごいことになりますので、ここに関係する要点だけをいいます。中心にある特定複合観光施設、これがいわゆる複合カジノリゾートですね。決してカジノだけがあるのではなく、複合化されたものの1パーツにカジノが含まれるという事で、このような難しい名前になっています。これが、特定複合観光施設区域と呼ばれますが、主務大臣が指定するこの区域の中だけで、特定複合観光施設いわゆるIRというものが運営できる法律、制度設計を目指しています。誰がこの施設を出資し、誰が運営するかというと民間事業者なんです。それが表の下の特定事業者とかいてある部分です。計画、開発、運営を担い、地方公共団体が指定するというスキームです。

要は、このエリアを限って、民間運営のギャンブル施設、賭博施設を作ってもいいよ、という制度になるかもしれないんですよ。今の案ではこのようになるわけです。

これまでの論議を整理して見ましょう。カジノというのはこれまで世の中に存在していませんでした。公営賭博とパチンコ（遊技業）しかなかったんですね。パチンコは遊技業です。賭博ではございません。法律で決まっています。この枠を超えると遊技を超えるのでやっちゃいけません、というのがあります。その範囲内で遊技という民間娯楽を提供するのがパチンコ業のあり方。そして法令としては風営法の傘下。公営賭博は競馬法、競輪法など特別法の中です。

そして問題はこれから先です。施行と運営です。施行というのは大元の権利を握っている人です。公営賭博は「公」でなくてはならないとしていました。先程の埼玉県のスキームを考えてください。埼玉県が指定した人でなければなりませんし、埼玉県がやめろと言えればすぐやめさせられます。それが施行権の力です。一方でパチンコは民業ですから民ですね。皆様のご判断でやるもやらないも勝手です。

運営に関しては先程申し上げたとおりです。公営賭博は制度としては公から民へという流れがありました。ただ、移行がうまく進んでいないという事で中途半端な色付けです。パチンコは当然民です。皆さんが行うんです。リスクを負うのも皆さんです。

公の収益、公営競技の場合税金と言いませんがそれに似たものです。公が一義的に取るものです。そして当然パチンコは今まで税金というものはありませんでした。（注：ここでいう税金とは、公営競技で売上から配当する前に控除した部分に含まれる税金を意味します。）

ここにカジノが入った場合どうなるでしょう。

それが皆さんにこれから考えていただきたい事なんです。今ここで結論は言いません。皆さんも遊技業の方々として、お隣で変革が始まっている賭博業を常に見ながら遊技業というものをもう一回整理する必要がありますという事をわかっていただけたらと思います。

真ん中にポコッとカジノというものが出てくるんです。公営賭博は、今まで進んでいなかった民間への移管を本格的にやらなければならない。制度上は一緒ですが公から民へと変革が進みます。

パチンコも遊技新法のような大きな法律の動きが無ければ今の枠組みのまま行くでしょう。そこはわかりません。少なくとも現行法のままいくのであれば、パチンコは風適法の中で賭博ではない遊技のとして、施行権を民が握って運営権も民が握る、民民で、そして税金もかからない業種として存在している。しかし、これからの世界はパチンコ業と公営賭博の間にカジノという新たな業種が生まれます。

カジノは定義としては賭博です。そして、公営競技と同じく特別法を作らなければいけない業種です。そうなんです、先程示したとおり、この業種は民間資本を前提に施行も運営も民間が握る民民の業種として誕生します。そしてこの業種はカジノ税というものがかけられます。ただし、この業種は特定区

域内のみです。

こうなった時に皆さんの遊技業はこれからどうなるのか、最初に言いましたようにお隣を見ながら論議をしないといけないんじゃないでしょうか。

私はカジノ専門家として皆さんの業種を見ています。皆さんと比べるとまだまだ勉強不足かもしれませんが、それでも頑張って勉強しています。おそらく日本のパチンコ業以外の人間では、一番パチンコについて勉強していると自負しています。同じように我々の事を見てください。必ずそういう論議が必要になります。運営と施行、そして税金のお話でした。

新たに生まれる論議、その2です。すこし概念的に難しいのですが、皆さんは遊技業の方たちですからご理解いただけるとと思います。

日本の刑法の定義では射幸性を持った遊びの中に、賭博（ギャンブル）と遊技と2つがあります。今まで日本の中の賭博は、ここでいうパリティアルというものだったんです。パリティアルとは一旦皆さんからお金を集めてプールします。そこから控除率をいただいて残りを皆さんにお返しするというギャンブル、遊びです。これは運営側に賭け事そのもののリスクはありません。常に25%（公営競技ならば）取るわけですから。こういうのをパリティアルといいます。宝くじも公営競技も仕組みとしては一緒です。

一方、皆さんが扱っている遊技機というのは常にリスクが有りますね。最終的には期待値に収束するのでしょうか、日々の営業の中で赤字が出たりしますね。日々の営業における勝ち負けの集積から、確率論の中で収益が出てきます。こういうものをバンクドゲームといいます。

今までの日本では賭博は全てパリティアル、遊技は全てバンクドゲームとゲームの種類が明確に分かれていたんです。ところが、カジノはバンクドゲームなんです。わかりやすいところと言うとカジノスロット、これは皆様方のスロットとそれほど変わりはありません。それこそカジノスロットなんて億当たることありますから、出たら瞬間的には大赤字になるバンクドゲームです。

要は運営形態という一つ前の論議とは別に、ゲームとしてきちっと整理しなければいけないんですね。新たに出てくるカジノにおけるバンクドゲームとは何なのか？遊技の世界における許容しうる特性はバンクドゲームの中でどういうものなのか、ここは確実に論議をしなければなりません。いわゆる射幸性の定義をきっちりしなければいけない。私、カジノ屋からの目からするとそう思います。ここも皆様方からも気をつけて考えていかないと必ず論議になります。

*まとめ

- ・これより新たに起こる賭博業界の再編論議は、遊技業界にとって対岸の火事ではありません。
- ・特に整理が必要となるのは、「施行と運営に関する整理」と「ゲーム性に関する論議」の2点になります。
- ・3つめ、これが皆様方に口がすっぱくなるほど言いたい事です。これらの論議は「遊技業だけ」の視点から行ってしまえば、必ず間違った方向へ行きます。なぜなら、公営競技、カジノ、遊技、全てが変わらなければならない中で、それぞれが相互関係、影響しあいながら変化が進んでいます。皆様方の遊技新法を拝見しました。拝見しながら申し上げなければならないと思ったのはこの部分です。遊技新法となると業界の課題が中核になります。換金の問題、釘調整の問題、監督官庁の問題、そういった問題は業界の中から湧いてくる問題、内省（ないせい）です。それとは別に、周辺で起こっていることもきちっと見ましょう。新しく出来るカジノ法は、遊技新法というものをもし作るのだとしたら間違いなく影響が出ます。これから起こる公営競技・公営賭博の再編は皆様方の業界に間違いなく影響を与えます。そういったもの全体を見ながら自分たちの立ち位置を再定義すること、これがこれからの遊技業の皆様に必要な作業なんです。是非頑張って下さい。私も知恵を絞って皆様方にご提言できることがあれば、賭博業の人間としてなんでもご提言します。応援しています。

以上で講義を終わりにします。

第2部 PCSAパネルディスカッション

テーマ 『カジノ法案に伴う業界への影響と将来』

コーディネーター： 藤田 宏氏

(株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長)

パネラー： 葉梨 康弘氏 (自民党前衆議院議員)

三堀 清氏 (弁護士)

青山 博美氏 (フジサンケイビジネスアイ東京本社 編集局)

木曾 崇氏 (株式会社国際カジノ研究所 所長)

<第2部>

藤田：早速ですが、パネラーの方に自己紹介を兼ねてパチンコ業界の課題についてご指摘いただきたいと思えます。

葉梨：葉梨康弘でございます。プロフィールについてはお手元にあるとおりでございます。本日は自民党だとか前衆議議員という立場ではなく、昭和57年に警察庁に入庁し、今のパチンコ・パチスロ・ゲームセンター関係の元となりました、型式の認定、検定、あるいは8号営業を新たに許可営業とする風適法の大改正の7・8号関係の担当者であったという立場からこちらに伺いました。

当時の改正の概要はここで述べると時間が無くなってしまいますが、機械の関係、更には全国的な規制の関係を斉一(せいいつ)にするという立場からパチンコ業界について改正を加えました。更に必要な人的欠格事由ですとか行政処分を他の業界並みの綺麗な規制というか、そういうものを作りたいという想いから作らせていただきました。

課題ということで、私からは2点だけ、まだまだ当時の宿題が残っているな、という事だけ申し上げたいと思えます。

ひとつはこの業界、改正から30年になりますが法的な安定性があまり無いという事です。私も当時、色々と考えて全国斉一(せいいつ)の規制、取締りにしようと考えたわけですが、みなさんご承知のように、地域によってまだまだまちまちの面が残っている。これが相当グレーな業界のイメージにつながっているという事だと思えます。

もうひとつ、当時は射幸性あるいは規制だけしか考えませんでした。ゲームとして楽しい産業として育てる、生き残らせる、娯楽として育成しようということが無かった。当時もまだまだこれから作ろう、という想いでいたわけですが、30年経ってもそこどころが解決されていない。そこが、本日の課題となっておりますカジノの問題とも関わってくると考えております。今日のディスカッションを楽しみにしております。宜しくお願いします。

三堀：弁護士の三堀と申します。パチンコ業界に縁を持たせていただいたのは独占禁止法のからみからでございます。その当時は、大手、準大手といわれている企業が、業界で多店舗展開を始めた頃で、そのプロセスで、既存のホールと問題、摩擦を起す、あるいはパチンコメーカーが、特許をプールして新規参入を妨げる、そのような独占禁止法の問題から入ってまいりました。

当時は自由競争を非常に重視する姿勢を持って、ホール側の代理人をしておりましたが、現在は、この業界は全くの自由な競争は、射幸性に関わる遊技を提供するという意味から問題ではないかと、姿勢がかなり変わってきております。

この業界に関する課題は、規制が明瞭ではない、地域ごとに違う、甚だしきは担当者が変わると解釈が変わるというのが往々にある、ということだと思えます。このようなことが業界を見えにくくし、経営側からやりにくくしていると考えています。

もうひとつはそのような規制が分かりにくい。法的な安定性が十分で無いということに繋がりますが、業界の透明度が低い。一部の経営者は情報開示に積極的だが、一般国民の目から見るとまだまだパチンコ屋さん非常に誤解を持っている。

ある方のメールマガジンを見ていますが、その中にパチンコを廃せよと論を張る読者の方がいます。その方は、パチンコ屋さんは入った全てのお客さんを監視し、それでその日の出玉をコントロールしている業種なんだと、投稿者ですがメールマガジンに書いている。この様な事を平気で書いている人がいて、まだまだ誤解が多い。情報開示が進んでいないという事。全ての情報の開示が必要という事ではありません。企業ですから、ノウハウですとか数字を出せないとかはありますが、

まだまだ、何をやっているのか分からない部分がある。その面で情報開示が十分ではないと思う。それが課題と考える。

青山：フジサンケイビジネスアイの青山でございます。私は新聞記者を20年やっている。元々日本工業新聞で産業記者、経済記者という主に企業を担当する新聞記者をずっとやってきました。業界との付き合いという意味では94年くらいから、電子産業、その中でも軽いエンタテインメントビジネスを扱うということで、そのくくりの中でパチンコを担当し、取材にお伺いしたことがあります。その時に映画、ゲーム、携帯電話も担当したが、パチンコ業は奥が深いと感じた。奥が深いというのは良い言い方で、話を聞きにいっても、業界の廃止論まで出てくるというのは珍しいと感じた。業界の中の経営者の意見もまちまち。産業として大きくしたいという人もいれば、このままがいいという人もいます。

取材するに当たり、業界規模であったり雇用であったり、おおつかみに調べるわけですが、このような数字はほぼ全く無い。推測も有りますが、その数字も変わっていく。なんだか全然分からないことをやるということで、これまでの産業取材の経験からは出来ないような難しい対象でありました。難しいから面白い、ということもあり、しょっちゅうお伺いしておりました。その関係もあっていろいろな方とお知り合いになり、今回そのつながりでお招きいただいたと思います。

業界に対する印象、課題が出ておりましたが、法的な存立基盤がちゃんとしていないというのが大本（おおもと）になるんだろうと思います。規制産業でありながら、規制のレギュレーションが法律で決まっていなくてさじ加減でどうにでもなる。しかしながらかなり大きくなっちゃっている。これだけ大きくなりながら野放しになっている産業というのは悩ましい。これをどうするかというと、何らかの形の合法化が必要だと思うが、それについても業界の意見がまとまっていない。こういうところが課題なんじゃないかなと。業界としての方向性が定まっていない。

個人的な意見を言えば業界は30万～40万の雇用があり、法に照らして良くないからといって廃せるものではない。どうして生かしていくべきか、ということ考えなければいけないが、そのベースになるものがあまりない。そういう事を業界でやるというよりは社会としてどうすべきか考えなければいけないという事だと思います。我々マスコミからもそういったことをしてきたいと思っています。同時に、高らかに表現する場が欲しいと考える。探して見てはどうかなと一方で思いました。

木曾：課題のところだけ申し上げます。いくつかありますが1点だけ。私はカジノ屋で、賭博業の人間ですからその立場で述べます。遊技と賭博は何が同じで何が違うのかを遊技業の側からも整理しなければならぬ、というのが私の考えです。

賭博業側にも色々な考え方が持ち込まれてしっちゃかめっちゃかになっているところも有ります。私の考える定義とは、賭博業は射幸性に関してはゆるい規制がかけられた業種、すなわち射幸性は高いわけです。一方で経営方式だとか、周りの条件は非常に厳しくレギュレートされるというのが賭博業です。公営競技は公が必ず施行者にならなきゃいけないなどです。

一方、遊技業は射幸性に関しては厳しく制限されています。一方で、経営などに関しては比較的緩やかに競争させるんだというのが、民営で経営されている皆様の業界となります。

そこがごっちゃになっている状況があります。私達賭博業でよくあるんですが、カジノゲームの射幸性を考える、と言っている人が沢山いる。カジノゲームの射幸性を抑えなさい、という論議なんですね。我々はギャンブル業ですからそこに高い射幸性があるのは当たり前なんですよ。それを遊技業と同じような発想の射幸性規制の概念を持ち込まれると我々も困ります。

皆さんも同じですね。我々賭博業はものすごく厳しい公のコントロールを受けながら経営しなきゃいけない業態です。皆さんは、その分射幸性を抑えられているわけですから、どこまでゆるいルールの中で民間の自由競争を取り入れてやっていくのか、そういう整理をきちっとしなければいけない。そう賭博業の立場で思っています。

藤田：葉梨さんにお伺いしたいが、法律改正の時に作り込めなかった部分はどこであったか？

葉梨：パチンコの機械で大入賞口が55mmにしたが、皆さんは何でそのサイズにしたか知っていますか？実は当時のフィーバーの機械に合わせただけなんです。また、役物の数も当時のままです。射幸性についても、当時警察が認めたレベルを基準に置こうと決めました。存在するものには意義があるとし、それを著しく射幸性が有る無しとし、技術上の規格としました。入賞口は55mmより

大きくてもいいんじゃないか、という議論は時間切れでできませんでした。また、当時アレパチがあったが、いろいろなゲームの規格が作れなかった。1ヶ月で作ったので、受け皿の規則を作れなかった。当時、不正改造事案が出ました。ゲームを面白くするのになんでICに規制しなくてはならないのか。ある一時期までは釘をいじってもいいのではないかと、技術介入があってもいい、という考えもありましたが、不正改造がはびこったので、やむを得ずゲーム性を抑えることになりました。射幸性を抑えてゲーム性を求めるのは必要です。ですが、警察でも試験機関でもそれを検討する立場にありませんでした。面白い＝玉が出る、では線が引きにくくなります。パチンコが生き残るのにはそこにヒントがあると思います。

藤田：弊社の創立は1992年。立ち上げた理由は、業界のデータが無いということでした。当時、警察の発表とレジャー白書しかなく、ショックを受けました。今後どうすべきなのか、青山さんにお伺いしたい。

青山：普通は工業会があるので、そこでまとめる。100%のデータを取れるわけではないが、定点観測になるので指標としては意味がある。レジャー白書は、理由無く過去に10年に渡って売上を1兆円減額するという事もあり、いい加減に感じた。変動があるのは間違いないが、あまりにいい加減。

射幸性はどこが最適なのか、業界で触れることは無いが、自動的にコントロールされることはある。1997年には自主撤去もあった。そのときは遊技客が付いていけない遊技金額になっていた。最近1円パチンコなど時間消費型のパチンコも出てきた。野放しにすれば射幸性があがるという訳ではない。業界全体で、運営者が集める組織がないとそう簡単にはデータが集まらないと思う。この業界は規制産業。全日遊連にはほぼ全ての店舗が加盟しているので、そこで調査をやる素地があると思う。

藤田：2点目のカジノについて。ここにお集まりの皆さんはカジノについて理解されていると思うが、国民の多くはカジノに行ったこともないと思う。マフィアがやっていたカジノをイメージして怖いと考えている人もいると思う。メディアの立場からどう考えるか？

青山：一般にはカジノはギャングのものという考えが多いかもしれない。ただ、最近は海外旅行に行く人も多く、カジノを見たことがある人にとってはグレーなイメージは無いと思う。大規模なレジャーエンターテイメント装置と捕らえているのではないかと。一般の人の平均を取ると訳が分からなくなる。知識レベルはかなり差があると思う。ギャング的なイメージを持っている人は少なくなっていると思う。

藤田：パチンコもやらないゆえに違ったイメージを持つこともある。諸外国で、カジノを知らない人への認知はどのようにしていたか、木曾さんから伺いたい。

木曾：行ったことのない人、興味が無い人に正確に伝えるのは難しい。導入するのは複合カジノであり単なるギャンブル場では無い、という事を発信し続けるしかないと思う。私がこの場であえてカジノが賭博であると言っているのは、パチンコが隣接業であるから。カジノは法律上賭博業なので、パチンコよりさらに厳しい規制を受ける。普段、他で話す時には、カジノは賭博ではなく複合施設を目指すと言っている。

藤田：カジノ法案が上程されて可決される課題について、三堀さんから伺いたい。

三堀：課題は非常に多い。アトランダムに申し上げる。場所の選定のプロセス。最初にどこで作るのか。誰に作らせるのか。手続きに不透明さが無いのか。そういうところが第一に考えられる。細かいところなのでそのくらいです。

藤田：葉梨さんはどう考えておられるか？

葉梨：次の課題がカジノ法案によるパチンコ業界への影響ということなので、そこにまで踏み込んでしまってもいいかもしれません。元々、たこ部屋でパチンコ関係の風適法を作ったという思い入れがあったのですから、カジノの法案はパチンコに影響が有りますよね。大手もそうですし中小もそうです。パチンコにとってプラスの影響もマイナスの影響もあります。

カジノ法案については推進でも反対でもなくニュートラルな立場で6年間活動をした。もっとも非常に興味があるものですから、横ではフォローアップさせていただいておりました。

2つあります。政治的な動きとして党派関係なく客観的に述べさせていただきますが、沖縄の問題が今の形になってしまったということは、カジノの実現性が遠のいたと政治的にいえると思います。

場所の選定という話が三堀さんからもありましたが、沖縄に一つ作って後はどこ、という問題なんですね。観光振興にしても、なんにしても。沖縄に作らないで他の場所に作るという事は日本の中では出来ないと思います。

もう一つは、カジノ推進者にとっては追い風になるし、日本にとってこれが幸せな話なのか不幸せな話なのか分かりませんが、皆さんご案内のように、相当程度、日本における地方は疲弊が残念ながら進んでいるという事実なんです。これだけ地方が疲弊してしまって、やはりこれは観光振興ということじゃないと地域振興がたよれないということが、第一部でもあったと思いますが、相当色々な地域で澎湃（ほうはい）として起こっています。ですから、その意味でカジノについて議論しよう、というのは必ず出てきます。実現するかどうかは別としてもカジノ法案について議論しようという動きは強まってくる。

これについて、法的な問題はありますね。どこの地域に作るのか、外国人だけに認めるのか、日本国民にも認めるのか、いろいろな考えがあると思います。議論があるということには、法的な不透明な部分のあるパチンコの法制が、隣接産業として相当な影響をこうむることになってくると思う。影響については次の課題でお話します。

藤田：木曾さんに伺いたい。カジノが日本にできるスケジュール感は？

木曾：いつ、どこ、というのが一番困る質問。いつ上程されるのかが分からない。その後は実務家なので分かる。上程されると最短で3年半でカジノができる。今年の通常国会は多分無理だとは思う。その後は神のみぞ知る。

藤田：カジノ法案の上程が今年か来年かは分からないが、それほど遠くは無いというのは皆様にも感じられると思う。パチンコ業への影響はどうなるのか皆さんに伺いたい。まず葉梨さん。

葉梨：法律的な問題、経済的な問題の2つある。先に後者の問題をいうと、経済の問題はさほどではないと思う。カジノの最大10箇所とパチンコの1万箇所では数が違う。それよりもカジノ法案が上程される前、議論が出た時点で影響が大きい。

上程前に条文ができる。それが出ると影響が出てくる。換金の問題。そして、外国人だけなのか、金持ちだけなのか、という問題。ゲーム性は別として得るお金の額がカジノと近接してくると、人的要件、場所的要件のカジノのハードルの高さが問題になってくる。

冗談で申し上げますと、今のパチスロ店にあるスロットマシンをカジノが置いたとすると、パチスロ屋とカジノの違いはどこにあるんだ、という話になる。経営分析の話にもなる。公営ギャンブルはテラ銭を25%とる。一方、パチンコはどうなんだ、というように相当細かなところまで議論が進むと思う。

三堀：葉梨先生と基本的には同じ考え。カジノの法案の規制のあり方は、隣接業種であるパチンコが基準になると思う。今までパチンコ業界であまり議論になっていなかったものが議論の対象になってくると考える。私自身としては、そのような影響の中で、1円パチンコなど低射幸性の遊技は評価されると思うが、原点回帰が強いられるかもしれない。

最近担当していないが、破産管財事件があるとする。その場合、ギャンブル、買い物依存症、遊興で使ったというのは心象が良くない。パチンコはギャンブルと同じ扱いを受けている。パチンコは原点回帰としておとなしいものになると考えている。

藤田：今、お二人から、カジノ法とパチンコは比較されると言われたが、それを放っておくとどんなことが起きるか？

葉梨：現実に出てきたらすぐに話題になる。カジノに庶民も入れるとなると、庶民の娯楽、庶民の賭博としてパチンコと変わらなくなる。むしろパチンコのほうがお金を使うとなるとその時点で大変なことになる。また機械においても、パチンコホールに置かれている機械が同じようにカジノに置かれるとなるとその点でも議論が出てくる。

法案の議論の話からということですが、実際のところ、先程の不安定性というところが結構いろいろな形で浮き彫りになる可能性がある。本当は冒頭に申し上げる話だったのかもしれませんが、実際地域によって規制が違うというのは明らかな話で、例えば平成16年に規格の改定がされました。そのあとみなし検定機、みなし認定機というのができた。ただ、法律上、構造設備の変更承認という事でホールにおいてある機械は、承認に期限があるわけじゃないですだからずっと置けるはずではあるんですよ。ところがみなし認定機で再認定の期限が終わったら外さなければならないのか、

それとも外すべきなのかというところが、地域によって相当見解の相違がある。

そういう世界が片方であって、カジノという似たような議論が起こることになると、当然の事ながらパチンコ業界について、プラスイメージを持っている人もいますが、マイナスイメージを持っている人も非常に多いわけです。その中で、そういう批判に耐えられるのか、という議論も出てくるだろう。私は、だからといって全ての規制を考え直すことが現実的か、言い切れる立場というか、自信はないですが、ある程度の対応として、先程三堀さんがおっしゃったような、原点回帰にどう近づけるのか、透明性をどう確保をするのか、という事をしないと当然批判的な方からの議論が出ると思う。ただ、それをどの程度やればいいのかというところは議論しなければならないと思う。

もうひとつは、原点回帰の議論をする中で、誰が主体になるかというのが問題なんです。先程少し申し上げましたが、遊技機のゲーム性を失わせる元となったのは、一部で横行していた不正改造であるというのは論を待たない。ところが不正改造をどういう形で防止するのか、あるいは監視する、それとどの程度の射幸性が世の中で認められるのか、そういうことを研究したり監視したりする体制が弱い。これを警察ができるか、といったら出来ないでしょう。技術的にもそれほどの能力がある方が担当になるわけではありませんし、長く担当でいればいるほどいろいろな問題が起こってしまうから、担当者は2～3年で替えるというのが警察の組織ですから、そうなってくると、そういうレギュレーションが必要なのかということを考える場所が、先程シンクタンクという話をされましたが、今のところ見当たらない。ここは大きな問題だと思う。

藤田：ありがとうございます。次に青山さんお願いします。

青山：今まで出ている話で違うと思ったことは無い。整合性を取るためにはカジノとの違いを明確にする必要がある。ただ、そもそもカジノを導入する根本的議論もなされていなくて、沖縄の話は地域振興で、その場合でも外国人だけというのはおかしいし、所得制限も入場に確定申告書類がいるのか？あまり現実的では無い。

韓国はほとんどが外国人向け。国内向けはあまりない。シンガポールも入場料がある。なんのためにやるのか？観光収入なのか、外貨獲得なのか、地域振興なのか議論されていない。

パチンコにはそういう縛りが無いので、カジノの影響を考えるより、カジノの目的をきちんと考えて、比較して共存できるか考えれば良いと思う。

藤田：パチンコは何のためにあるのか、法的には何の担保もされていない。そこで不要論が出たりする。現状どうするか小手先の話になってきていると思う。安定させるためにはどのようなことが必要か？

葉梨：警察庁にいた現役時代もそうですが、業界の集まりに呼ばれることもある。現役時代はPCSAさんというより、全日遊連そして前身の全遊連でした。当時、風適法を作ったとき、栃木の柳さんは毎週来られていた。非常に優秀であったという印象です。いつもお話しているのは、パチンコ業界の皆さんは防犯協会を作ったり、青少年育成として警察の外郭団体に大層な寄付をされているが、だからといって健全になるという事ではないんですよ、という事でした。業界団体にお金を出すから自分のやましが消されると思っていたらいつまでたってもこの業界が健全になる事は無いだろう。

むしろ、パチンコで一日楽しんで、面白かったなど、ゲーム代を払って景品を取れなかった人にも、一日楽しんで良かったなど思えるような形をどう担保していくかということが、業界が健全になる、それが社会的な有用性を持つ課題であるという事は前々から申し上げていたんです。

それは知識というか技術的な基盤が必要だと思います。その意味でいうと、射幸性を落とす、時間消費といっても、似た様なゲームでばかりしてられません。雰囲気もそうだし、中身もそうだし、ビジネスモデルをしっかりとしたシンクタンクで考え、機械の関係でいうと技術的に集積したものをベースにして、技術上の規格がゲーム性を阻害しているのではあれば、それも要望するだけではなく、世間に訴えた上で作っていくのは大切です。

どうしても大きな問題となる換金の問題ですね。これは上場を目指すホールさんにしても悩ましい問題。ここはいい難しい話ですが、うまくやっているところは今のままでいいというのが相当大きいんです。これ以上は申し上げませんが、実際に何らかの形でオープンになってしまったら、後手後手の形で規制ということになる。

昔、変な話を申し上げますが、新潟県で警察官がマージャンをやった。そこでは図書券を掛けて

いた。パチンコで勝って図書券しかもらえなかったら、図書券は有価証券ですが、あまりパチンコをやる人がいないかもしれない。ですからそういうような、経営分析もある程度していかななくてはならない。経営分析をするに当たってはニーズの調査も必要。どの程度であれば一日楽しめたかな、というような顧客の調査も必要。相当、オール業界で広くそういうところを作っていかないといけない。

そのような中で、実際胸を張ってこの業をやっていくと言えるような、規制対応とビジネスモデル創り、ここのところは30年たっているいろいろな形で努力されている方がいるのは知っています。しかし、全体としてまとまった解（かい）が出ていないし、やっとホール団体も横の連絡が出来る段階になってきました。平成16年の規格の改正があって、パチンコのリーマンショックといわれて、冬の時代になりつつある中で、やっとそこに想いが至る人の緒に就いた、そういう段階なのかなと思っております。

藤田：カジノ法案の検討はマイナス面が多いような話も出たが、産業として発展するためには、いいきっかけになるといわれているとお考えですか？

葉梨：議論はいずれ必要。カジノの議論はいずれは出てくる。議論しないと10年か20年か30年か40年か50年か、分からないが有限なのは間違いない。カジノ上程までの時間が延びるということは、考える時間が増えるということ。時間的な余裕があれば前向きに考える余裕があると考えべきであって、研究をせずに無為に時間を過ごすのは、結果としてはいい結果にならない。議論することはプラスになると考えるべき。

藤田：次にパチンコ産業が維持、発展するにはどうすればいいのか？当然、経営努力をしていくというのは大前提ですが、その中で、法的な課題がいくつか出てきましたが、このまま放っておくと縮小する。あるいは状況によっては無くなってしまう可能性もあるかと思いますが、三堀先生に法的な部分で気になるところを伺いたい。

三堀：非常に難しい質問。答えになっていないかもしれない。

法的に難しいとおっしゃられたが、風適法を作られた葉梨先生を前にして言いにくいことも有りますが、今の風適法は、まず消費者目線が無い。葉梨先生は経営分析の中でニーズの調査、顧客の調査という事をおっしゃっていましたが、正に経営者の方が消費者の目線を持ってお仕事、営業、事業を見つめなおすという事が必要であろう。法的な面から離れますが、まず必要だと思います。

最初の自己紹介で独禁法から入ったと申し上げましたが、私は基本的に規制を強化すべきであるという考え方を持っています。どこを強化すべきか、いろいろな切り口はあるが、先程木曾さんがパチンコとギャンブルの違いで、パチンコは射幸性については厳しいが、経営についてはゆるい。カジノは日本ではないわけですが、射幸性についてはゆるいが、経営については厳しい、という話がありました。私は規制論者ですが、パチンコについては射幸性とともに関しても規制を強化すべきではないかと、異論は沢山ありますがそう考えております。その中で、パチンコは1万を超えるホールはあるが、第3次産業であって、しかも遊技を提供する第3次産業であって、そういう事を考えると適正配置、沢山ありすぎてもおかしい、町中がパチンコ屋さんだらけになっても誰も喜ばない。逆にありがたみが無くなってしまおうでしょう。

そういう面では、今後のあり方としては、原点回帰という事も申し上げましたが、消費者目線で経営を見直すという事と、法的な面では規制を強化する。場合によっては病院のベット数が規制されるように、遊技機の台数が人口に比例してこのくらいにする、という規制もありではないかと思っています。とっぴな話ではありますが、以上です。

藤田：規制の強化について伺いたいが、強化すべきところと、逆に今のままでいいんじゃないかというところはあるか？

三堀：一番今のままでしかありえないというのは、換金の問題ですね。当面は、もうちょっと厳しくすべきというのは、台数だとか人的欠格事由。これはもうちょっと厳しくすべき、と考えています。あと、消費者目線からすると、お金をどのくらいマックスで使うのか、分からない。僕の知り合いの歯医者さんで、何日も続けて十何万使った人がいますが、そういうのはおかしい。一時間でこのくらい使っておしまい、というのがユーザー、国民に提示できればと考えています。

藤田：次に青山さん。同じテーマで。

青山：僕も木曾さんが言っていた感じなんだろうと思います。やはりカジノと遊技の境目がある程度つ

ける必要が出てくるでしょう。風適法だとか取り締まり系の法律を基に、取締りのための官庁がなんとなくなんとなくコントロールしているというより、理想的には業法のようなものがあるべきでしょう。

せっかく40万人を超える雇用があるといわれている産業です。先日も大手電機メーカー、売上が10兆円近くあるようなトップの方々とは賀詞交歓会でお話しました。パチンコ業界が一番新しい液晶をばっと買って来て、ロットが動くようになる、半導体もしかり。だからそうすべき、と言うわけではないんですが、どう見たって無視できない産業になってしまった訳ですよ。

是非論はあります。これをどうしていくかという事を考える材料、本当のところ雇用が何人いるんだとか、あるいは産業の関連表じゃないですけど、どの程度他の産業に波及効果があるのか、それを分かるようにした上で、存続を前提に議論した方が現実的です。無くなって初めて分かったというんじゃない訳ですから。そういうことをしなくてはいけないと思います。

それを踏まえて、しっかりとした法律をちゃんと作った上で、産業振興をするならば経済産業省が旗を振っていくべきだし、法的基盤がしっかりできるという事は、企業の存続が誰かのさじ加減で動くという事ではありませんし、おそらく自動的に上場できる企業が出てくることになると思うんですね。

今は存立基盤が良くわからないから上場できないというのが実態で、そういうものがしっかりして法的に担保されて、やましいところをつつかれることが無いという事であれば上場が出来るわけです。

ただし、上場ができて、資金調達力がある企業が出来てくるという事は、業界の中の競争は熾烈を極め、法整備との関連も有りますが、生き残れない会社も沢山あるだろうと、そこをある程度覚悟する必要があるんだろうと思います。

生き残った会社というのは、立派な会社である可能性が高いですね。地域の経済を活性化する起爆剤になる可能性もあるし、電子産業その他、サービス業とのコラボレーションでパワーストアのようなものをつくる時の集客のツールになる可能性もある。

これはおそらく経済産業の発展に寄与すると思います。それが理想の姿なんじゃないかと思いません。

藤田：ありがとうございます。今、上場という話が出ましたが、資金調達のほか、上場企業として社会に認知されるというか、社会責任が一般企業より強く求められると思いますが、他産業の事例などで、上場企業とそうでない企業で、上場企業に求められる社会的な役割というか、こういうものを持っているべきというような、建設業の話とか聞かせていただきました。

青山：上場基準というのはそもそもある意味で証券取引所が勝手に決めている規格でして、法制に近いものも有りますが、基本的には民間企業である東京証券取引所なりジャスダックだとか、ある意味では勝手に決めているんですね。

ただ、市場を通じて株を売買するという事は、見えないステークホルダーが沢山できるという事があるわけで、それに値するかという事になると、もちろん4期連続で黒字を出していきやいけないという細かいルールは別としても、内部で監査が出来るだとか、正確な情報を提供できる体制があるかだとか、IR後方の体制があるかだとか、いろいろなものが問われるわけです。自分の会社がどういう方向に向かって、何にいくら使うのか、きちんと説明できない会社は上場できないわけです。

建設業でも、上場しているところ、していないところ沢山あるわけですが、上場しているところは従業員の人々が部屋を借りるだとか、銀行に行ってお金を借りるだとかいうときには有利ですよ。いちいち物言いがつくこともないでしょう。上場企業が多い業界はなんとなくクリーンなイメージがつくという事はあるとおもいます。

ただ、最近のトレンドとしては、流通とか食品とか厳しい業界に限って言いますと、上場して市場からお金を沢山集めすぎた関係から、株主総会が荒れちゃうと。株主が配当をもっと出せとか、何で株価が上がらないんだとか、なけなしの利益を全部配当したりして、将来の、10年後の戦略が立てられないくらいボロボロになる企業があるわけですね。そういうことを避けるために、経営者が上場を自ら廃止して、状況も分かっていない株主にごちゃごちゃ言われないで、10年先に輝く会社になろう、という会社も増えていますので、企業の戦略としては上場が全てではないと思う

んですね。

ただ、全てではないというのは選択の問題であって、出来ない状況になっているというのは大きな問題です。上場できる、上場をしてバラエティに富んだ資金の調達が出来るというのは、産業として大きく発展する上では、クリアしなきゃいけない最低限の状況のひとつじゃないかと思います。

藤田：これからもっと産業として大きくなるためには、上場出来る環境づくりが必要という事ですね。

青山：上場できない事業は異常でもある。産業といえるかどうか。そういうこともあるから経済産業省がプロジェクトを立てて、ということが無いわけですね。曲がりなりにも産業として認知されていけば、やらないにしても担当がいたり、ということがあるんだと思う。

業種によって、例えば新聞社も上場しているところがありませんが、これは株が特定のところに渡った弊害を避けるためという特殊な事情があるためです。上場できないかということそうではない。上場できない状態は異常である。

藤田：ありがとうございます。木曾さん、ラスベガスのカジノ業界は1970から80年代に法整備がされていった。あるいは先程からいろいろ研究をすべきじゃないか、という話がありましたが、ラスベガスの法整備にあたりビジネスモデルを研究する機関はあったのか。

木曾：私の卒業した学校が唯一、世界でそれをやっている学校ですね。ネバダ大学ラスベガス校というところのカジノ経営専攻の卒業生ですが、そこは間違いなくそういう事をやるための教育機関であり研究機関です。

研究も必要ですが、法的環境、上場の部分ですね。カジノも1968年まで上場できなかった。コーポレートゲーミングアクトという法律がネバダ州で通って、それから上場が可能になった。それまではオーナーに不適切な人間が入るのは困る、排除したいという理由で上場は禁止されていた。しかし、逆に上場を契機に逆にクリーンになっていった。一般投資家がどんどん入ってくることによって、不適切な、あまり好ましくない所有者たちが買収の対象になって、ドンドン排除されていった。開くことによりクリーンになったという状況でした。そういうことも有りうるんでしょうが、パチンコ業界に関しては、残念ながら換金問題云々が解決しなければ上場できないという話なので、なかなか難しいなと外の人間としては思うんですね。私としては逆であつてもかまわないと思うんですよ。そういうことがうちの業界でありましたから。

藤田：ありがとうございます。法的な課題、安定性、地域格差を埋めていくためにはどういう手段があるんでしょうか？

葉梨：埋めなきゃいけないと思いますが、基本的な話をしますと、59年改正の時は単に条例で定められていた、かつて省府県令と言っておりましたが、それを法律に上げるのが基本的に第一段階で一杯であった。

先程上場という話がありましたが、仮に経済産業省が所管したからといって、今の時代、行政が産業振興できるという時代で無くなっているのは事実です。警察が所管官庁だから上場できない、というのはそうでもない。現に警備業のセコム、ALSOKは警察が認定対象としています。このところは大きく法律の違いがありまして、上場とか買取とかの話が出ましたので、2つ問題提起をしたい。

ひとつはお店ごとが基本という法律の立て方になっている事が意外に影響をしているんですね。大きな会社の方もこの中にはいらっしゃいますが、会社として許可を取ったことが有りますか、無いんですよ。店を出店するときの許可を取ったことはありますが。

風適法はお店、営業所の監督官庁はあるが、会社の監督官庁は無いという法律なんです。それが警備業法との大きな違いなんです。全国展開のホール、会社があるのを前提としていないので、どうしても地域、地域になっている。これは意外と、ステータスというか地位という面では結構影響している面があります。

もうひとつは今後検討しなければいけない課題なんですか、今は風適法の7号の話だけをしているが、昭和59年改正で8号も許可対象になりました。8号を許可対象にしたのは、当時青少年の溜まり場になって問題になっていたということと、もう一つはゲーム賭博問題もあったということです。今現在はゲームセンターでの賭博が行われるというのはありえないですよ。7号と8号で同じ規制対象であると、8号もなかなか子供の立ち入りが出来ないし、また7号も中々規制の見直

しも出来ない。ある意味で、単に風適法から7号8号を切り離せばいいという話でもないと思う。ここの規制対応の問題は、三堀先生からありましたが、法律の組み立てをどうするかという話も、第三者的にいうと、今後検討しなければいけない課題のひとつであると思います。

藤田：ありがとうございます。まだまだお話を聞きたいところですが、時間も迫ってきておりますので、最後にパチンコ業界へのアドバイスをお願いしたいと思います。木曾さんから順番にお願いします。

木曾：一部で申し上げた通りなんですけど、何しろ世の中は動いていますから、今のポジション、現状を維持するためには、そのために動かなければいけない。逆説的な言い方ですが、今いる状態を守るためには自分たちが変わらなければならない。そういう状況にありますのでそれだけを心に入れて、後は、ここで話した内容も確定したのではなく皆で石を投げている状態ですので皆で論議しましょう、という事だと思います。

藤田：ありがとうございます。それでは青山さんお願いします。

青山：私も基本的には同じです。業界からの発信じゃなければ分からないことというのは沢山あると思います。私も担当して、何回か取材に行くだけで、雇用の大きさや波及の大きさが分かりました。我々も新聞で書いたりしましたが、全マスコミが書くほど知られている事実ではありません。これから色々なところで、我々もそうですが、業界の人もこんなに雇用があるんだよと、業界の人たちはその場で答えられるようになると思うんですけどいいんじゃないかなと考えます。価値とか必要性を見直す定義を盛んになさってはどうかと考えました。

藤田：もっとドンドン自分たちから情報を出していけ、ということですね。

青山：マスコミに出たとか、テレビに出たとかいっても見ていないんですね。一時的に見たといっても、パチンコ業界の人には、どう玉が出るの、という話はあるんでしょうけど、それとは別に産業として、自分のいる産業はどういうものか、従業員の方でお答えになれる方は多いんだと思いますが、重要性を業界の方自身も問うて見てはどうかかと、それが自らの、業界の誇りにもなると思います。

藤田：ありがとうございました。それでは三堀さんお願いします。

三堀：私の方では、申し上げたい事は申し上げた。やはり、パチンコって何だろうかと、原点を見つめなおしていただく、それから消費者目線とかお客様の目線に立った経営をしていただくことに尽きるのかなと思います。

ひとつ、私がいつも個人的に思っているのは、昭和30年代に大衆娯楽の王様だった映画館。ホール経営者の中には映画館のオーナーだった方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、ああいふ斜陽化というのは手をこまねいていたらそういうことになってしまうかもしれない。そういう危機意識を持って、議論を深めていって方向性を見定めていって欲しいなと思います。

藤田：ありがとうございます。それでは最後に葉梨さんお願いします。

葉梨：皆さんと全く一緒です。生き残るため、というか単に発展する、という事を言えるような段階じゃないんですね。とにかく長い目で見て生き残るためにどうしたらいいか、その為には変わらなければいけないし。

私も、私達もと言ってもいいかもしれませんが、短期的には利益にならないことを申し上げるかもしれませんが、それを良く飲み込んで、ディスカッションして、大衆娯楽の王様としての地位を勝ち取るにはどうしたらいいんだ、ということを皆さんで相当つつこんで真剣に考えなければいけない時期なのかなと思います。

藤田：ありがとうございました。あっという間の90分でした。もっと突っ込んで聞いて欲しいというところもあったと思いますが、時間の関係でここまでとなりました。

かなり示唆に富む話も出たと思いますので、今日聞かれたことを会社に持ち帰り、あるいはこういう場で深く検討していって、大衆娯楽としてもっともっと発展していくことを祈りまして締め言葉とさせていただきます。ありがとうございました。



一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリー銀座ビル5階
TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674
URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp